

# 豊潤の里 だより

## てしま 豊島事件に学ぶ

3月6日、木谷自治協議会産廃処理施設反対実行委員会が香川県小豆郡土庄（とのしょう）町豊島地区を訪ねました。「戦後日本最大級の有害産業廃棄物不法投棄事件」の実態や、民間事業者と県の責任を問う住民の運動について、現場を見ながら廃棄物対策豊島住民会議の事務局長・安岐（あき）正三さんから説明を聞きました。

### 未来を見据えた香川県豊島の壮絶な闘い

木谷自治協議会 会長 吉田清志

「新型コロナウイルス感染は、大丈夫だろうか?」の挨拶で始まった木谷自治協議会の視察研修。山陽自動車道のサービスエリアには、観光バスは1台も見当たらない。ウイルス騒動の影響だろうと不安がよぎった。しかし帰路では「豊島に行ってよかった。これまでの視察研修のなかで1番ためになった」と盛り上がった。そこで安岐さんの話の中で特に心に残った言葉「我が事として反対運動を進める」について私なりにまとめてみた。



産廃資料館には当時の実物の産業廃棄物があるま  
ま保存されている

豊島では島民一人ひとりが反対の意思を目に見える行動で実践していた。毎日交代で3～5人が朝一番の船に乗り、最終の船で帰る抗議活動では、香川県庁の玄関で公害反対の旗を持ち半年間にわたり立ち続けた。香川県内100か所で豊島の悲惨な現状を訴える座談会を開いた。東京の銀座で産廃の実物を展示、大都会から出た有害廃棄物が過疎の島に大量に持ち込まれている現実を訴えデモ行進も行った。

資金もなく力もない島民が、莫大な資金を持つ産廃事業者や権力を持つ香川県・国と対決するためにはどうすればいいのか。豊島の人々はこの問題を他人事ではなく我が事として捉えた。そして島民のほとんどが反対意思を公害反対運動に移し、45年間も粘り強く闘い続けることで、やっと豊かな豊島を取り戻しつつあるとのことだ。

多くの被害者、莫大な時間と膨大な費用を費やして、いまだ完全には元の自然豊かな豊島を取り戻せていない。安岐さんは「闘いは継続している。若い人や子供たちに、闘いの歴史や現在の有害物処理、元の自然豊かな野山に戻すための努力の大切さを学ばせ続けなければならない」と力強い言葉で説明を終わられた。

私たち木谷における民間業者による産業廃棄物埋め立て問題においても、「豊島の闘い」に学ぼうではありませんか。全住民がこの問題を我が事として“未来を見据えた闘い”にしていきたいものです。

てしま  
豊島事件の概要「住民からみた産廃撤去運動」

- ◎1975年(昭和50年) 事業者が島内に所有する土砂採取場に有害産業廃棄物処理場建設の許可申請を香川県に提出。翌年早々、住民は反対の署名を県と県議会に提出して陳情。
- ◎1977年(昭和51年) 事業者は目的を無害産業廃棄物の埋め立てに申請変更。住民は「産業廃棄物持ち込み絶対反対豊島住民会議」を結成。知事が許可方針を表明。住民は県庁へのデモや運搬道路の通行を規制する杭打ちを行い、処分場建設差し止めを高松地裁に申し立て。事業者の代表が住民に暴力をふるい逮捕される。事業者が目的を無害物によるミミズ養殖に申請変更。
- ◎1978年(昭和52年) 知事がミミズ養殖による土壌改良剤化処分業のための汚泥処理に限定して許可。処分場建設差し止めの申し立てが和解、県は業者の監視を約束。
- ◎1983年(昭和58年) 事業者がミミズ養殖を停止し、大量の産業廃棄物の不法投棄が始まる。野焼き公害に対する苦情が激増(徐々に喘息が問題化)。事業者が金属くず商の営業許可を取得。
- ◎1984年(昭和59年) 住民会議が県に公開質問状を提出するも事業者の活動は金属回収であり合法と回答。住民は行政監察局へ訴え。
- ◎1990年(平成2年) 兵庫県警が産業廃棄物不法投棄の疑いで事業者への強制捜査を開始。翌年、事業者の代表を逮捕。県は自らの法的責任を否定し、事業者に撤去命令を出したが大量の産業廃棄物は放置されたまま。
- ◎1993年(平成5年) 縁あって依頼した中坊公平弁護士が弁護団を結成(無償で活動)。処分場を法的に保全したのち、公害紛争処理にもとづく公害調停を申し立て。住民は交代で県庁前での「立ちっぱなし抗議活動」、翌年には県内全市町の役場への「メッセージウォーク」を行った。
- ◎1994年(平成6年) 公害調停が開始。当初、県は責任を全面否定。国による実態調査開始。
- ◎1995年(平成7年) 実態調査の中間報告。廃棄物の総量は約56万トンと推定。有害な鉛、トリクロエチレンなどが基準値を大幅に超え、ダイオキシンも高濃度で検出。地下水も汚染されており、有害物質が海域に漏出している可能性を示唆。専門委が7つの処理方法を提示。住民側は島外撤去を要望。
- ◎1996年(平成8年) 菅厚生大臣(当時)が現地を視察。住民会議が東京を夜行バスで往復し銀座でデモ行進(東京キャラバン)。県は「遮水壁案=産廃を島に残す案」を支持、住民側は国に対し公害調停の追加申し立て。住民大会で中間処理方式(豊島での産廃中間処理後に島外搬出)を決議。県は厚生省(国)の補助金決定を受け中間処理方式を回答。
- ◎1997年(平成9年) 高松地裁が事業者とその代表に破産宣告。住民大会で県に対する損害賠償請求権の放棄を決議。県に対し産廃撤去を求める署名を提出。住民大会で中間合意(県の謝罪と県による原状回復)の受け入れを決議。産廃の排出事業者との調停始まる。
- ◎1998年(平成10年) 県内100か所座談会(産廃撤去運動の実情を知らせ賛同を求める)開始。
- ◎1999年(平成11年) 産廃撤去事業を促進するため、豊島3自治会が事業者の破産管財人から土地を買い取り。
- ◎2000年(平成12年) 公害調停成立(県の謝罪。県による産廃撤去、汚染地下水・浸出水の浄化、現地の整地。産廃物の焼却・溶融による副成物の再利用。県への損害賠償請求を放棄)  
その後2003年(平成15年)から隣の直島に運んで処理する作業が始まり、2017年(平成29年)、汚染土壌を含む約91万トンの撤去作業が終了。汚染地下水・浸出水の浄化は現在も継続中。  
(「豊かさを問うⅡ 豊島事件の記録」(廃棄物対策豊島住民会議編)などを要約)

# 物づくりふれあい集会(1/25)



子どもたちと昔の遊びや竹工作で交流  
年配者にとっては懐かしい、1・2年生の子どもたちにとっては新鮮な遊びの数々。3～6年生は竹を使って、凧や紙玉鉄砲、竹とんぼ、風車を作りました。またその間を利用して、お茶席で美味しい抹茶と饅頭をいただきました。



# 木谷地域をあげて自主防災訓練(2/16)



雨の中の避難訓練、防災授業、炊き出し  
小学校、保育所、地域団体、消防機関とも連携し、南海トラフを震源とする地震とそれに伴う津波を想定した避難訓練を行い285名が参加。その後、木谷小の屋内運動場で損害保険会社の東京海上日動による「広島県版ぼうさい授業」を受け、最後に日赤奉仕団を中心に木谷女性会、地区社協蛟龍による炊き出しをいただきました。降雨のため消火体験や放水訓練は中止されました。



木谷小学校「小規模特認校制度」活性化委員会が発足（3/10）

平成28年4月から小規模特認校となり、市内に居住であれば学校区以外からでも通学が可能になっています。この委員会は木谷小学校の魅力を広く発信することにより児童数を増やし、学校をより活性化するためのものです。

## 木谷の伝統行事



地域が受け継ぐ伝統：神明さん

地域や家内の安全や五穀豊穡を祈願して、若者から高齢者までが一緒になり作って燃やす神明さん（神明まつり）。今年は赤崎が1月25日（左上）、郷は2月2日（左下）、西之谷が2月9日（右下）に実施されました。地域の一大イベントに子どもたちも大勢集まり、燃え盛る炎に歓声をあげていました。



木谷自治協議会にご寄付をいただきました

ご厚情ありがとうございました。

令和2年1月 竹本 政剛 様（香典返し）

皆様からの温かいご寄付は、元気な木谷をつくるために活用させていただきます。

※ お問い合わせは、木谷自治協議会事務局（木谷地域センター内）までお願いいたします。

木谷の人口（住民基本台帳）	世帯数	人口（男女計）	男	女
令和2年2月末現在	694	1551	755	796
平成31年2月末との比較	-1	-63	-23	-40

※3月20日実施予定の「友愛訪問（おはぎを作って高齢者宅を訪問）」は、新型コロナウイルス肺炎感染予防のため中止されました。

編集：木谷自治協議会事務局 広報担当